

委員会傍聴の秩序保持に関する調査結果について

1 調査の対象

委員会条例又は会議規則により、委員会傍聴を原則公開としている19都県を対象に秩序保持に関して調査を行った。

2 調査結果の概要

各都県で講じられている主な秩序保持対策

- ・傍聴者入口と委員入口を別としている 14 県
- ・傍聴者の動線を考慮している(傍聴席を入口付近に配置する等) 16 都県
- ・傍聴申出書等を提出している 17 都県
- ・傍聴の受付時間を設定している 2 県
- ・委員会室と同フロア等へ保安員を配置している 8 県

3 本県と類似県の状況

調査対象19都県で講じられている秩序保持対策は以下のとおりである。

○議会棟を有しない県

(平成30年11月現在)

	傍聴定員	委員会の ネット中継	モニター室 等の設置	秩序保持対策				
				傍聴者入口と 委員入口を別	入口付近等に 傍聴席を配置	傍聴申出書 等を提出	傍聴受付時間 の設定	フロア等への保 安員の配置
福島県	15人	×	×	○	○	○	×	×
静岡県	3~5人	×	○	×	○	○	○	×
滋賀県	10人	×	○	×	○	○	×	×
島根県	5人	×	×	×	○	○	×	○
神奈川県	16人	○	×	×	×	○	○	○

○議会棟を有する都県

(平成30年11月現在)

	傍聴定員	委員会の ネット中継	モニター室 等の設置	秩序保持対策				
				傍聴者入口と 委員入口を別	入口付近等に 傍聴席を配置	傍聴申出書 等を提出	傍聴受付時間 の設定	フロア等への保 安員の配置
青森県	5人	△(※)	○	○	○	○	×	○
宮城県	10～25人	×	○	○	○	○	×	○
茨城県	13人	×	○	○	○	○	×	○
群馬県	5人	×	×	○	○	○	×	○
埼玉県	20人	×	×	○	○	○	×	○
千葉県	20人	×	×	○	○	○	×	○
東京都	20～69人	○	○	×	○	○	×	×
石川県	10人	×	○	○	○	○	○	×
長野県	14～36人	×	×	×	×	×	×	×
三重県	10人	○	○	○	×	×	×	×
奈良県	20人	○	×	○	○	○	×	×
鳥取県	5人	○	×	○	○	○	×	×
福岡県	13人	×	×	○	○	○	×	○
大分県	10人	×	○	○	×	○	×	×
沖縄県	15人	○	○	○	○	○	×	×

※青森県は特別委員会のみネット中継を行っている。

<備 考>

- 19都県中、沖縄県を除く18都県については過去5年間、委員会傍聴に関するトラブルは発生していない。
- 沖縄県においては、粗暴な行動を行った傍聴人に対して、委員長が地方自治法第130条に基づき退場と警察への連絡を事務局に指示し、駆けつけた警察官へ引き渡した事例がある。
- 傍聴申出書等を提出している17都県中、2県は受付時間を設定している。
- 19都県中、3都県（宮城、群馬、東京）は傍聴席の前にロープを設置している。
- 東京都では入館証（ICカード）により傍聴者をチェックしている。